

「障害のある学生に対するサポートガイド」



学校法人 大成学園

茨城女子短期大学

* 本サポートガイドは、ユニバーサルデザインの観点から UD デジタル教科書体を活用しています

目次

はじめに

- 1 本学の「障害のある学生」の支援についての考え方……………1
- 2 学内支援体制について……………3
- 3 特別な配慮を要する学生への対応事例(定期テスト)について…6



はじめに

わが国は共生社会、すなわち障害者基本法（2011年8月5日に公布）の第一条で言う「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を目指しています。また、障害者権利条約の第24条（教育）では、あらゆる段階（大学教育等）においてインクルーシブ教育の制度を確保することの必要性がうたわれています。大学等においては障害のある学生を受け入れて、修学のための必要かつ適切な支援を行うこと、ならびに障害者の自立及び社会参加へ向けての支援等を行うことが求められています。障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生社会の実現を目指すことが求められています。本学では2つのサポートを検討していきます。

障害のある学生の自立につながるサポート

障害のある学生の主体的な関わりをサポート



安心・安全に大学生活を
過ごすことができそう

Ⅰ 本学の「障害のある学生」の支援についての考え方

2016年(平成28年)4月から「障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行されました。この法律が施行されたことにより、これまで障害の診断を受けた学生が大学側に授業を受ける上での困難等を伝達・相談することで、授業並びに行事等へ参加する時に配慮(合理的配慮)を提供される権利を有することとなりました。以下ではポイントを取り上げていきます。

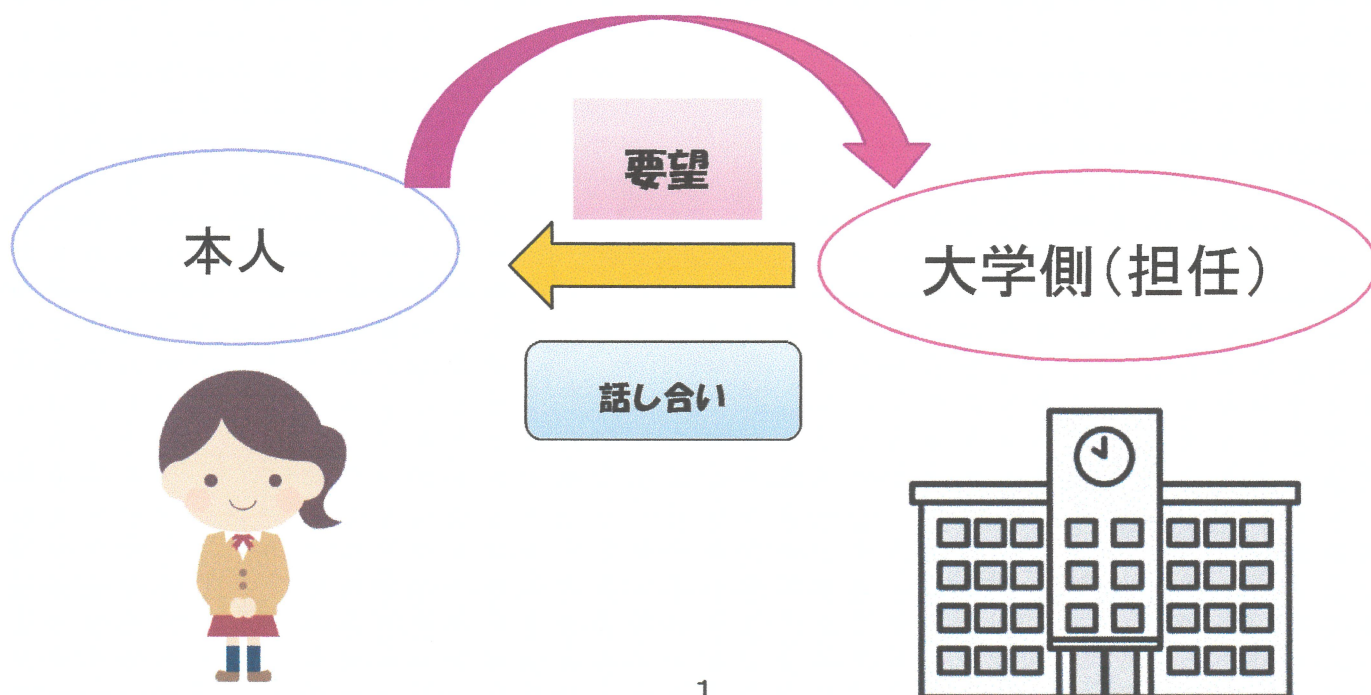
<ポイント>

① 障害者に対する差別の禁止

② 高等教育機関のみを対象としたものではなく、社会全体へ適応されるもの

* 国公立大学等は法的義務、私立大学は努力義務となっている

③ 合理的配慮は本人と大学で相談しながら個別に決定するもの(以下はイメージ図)



少人数指導（担任制）を生かした支援を重視し、学生の要望を最大限に尊重するように努めますが、大学側はすべてのことを何でもサポートするといったスタンスではなく、学生本人だけで対応を考えるには困難な部分をサポートし、自分で考え、立派な社会人として成長できるようにしていくことが大切であると考えています。そのため、学生本人が主体となって大学側（教員）に要望を出すための環境の構築を整備しています。

例



実は私、〇〇の障がいの診断を受けています。
高校の時は「個別の教育支援計画」を活用し、
サポートを受けてきました。

高校の時の「個別の教育支援計画」等を見せて頂くことは可能ですか？具体的にどのような配慮が可能かどうか、これから一緒に検討していきましょう。

＊「個別の教育支援計画」とは、医療、保健、福祉、教育、労働等の各機関が、乳幼児期から学校卒業後まで、障害のある子どもに一貫した支援を行うことができるようにするための計画のことです。

（文科省ホームページ 関係機関の連携による支援のための計画 （「個別の支援計画」）の策定より抜粋）

2 学内支援体制について

<学内支援体制について> *申請があった場合のみ対応

① 入学試験前（オープンキャンパス等での個別相談実施）



*申請書①の配付（願書提出と合わせて提出）

② 入学試験（申請書①に基づき合理的配慮の提供を実施）

例 別室受験、日程の個別確認等の配慮など

③ 合格・入学手続き *申請書②の作成・提出

入学 

④ 学習・学生生活のサポート（*申請書②に基づき面談）

（履修・授業・教育相談・評価）

卒業 

— 主な障害特性に対する合理的配慮例 —

① 視覚障害（弱視）のある学生への支援

解答用紙等の原稿用紙の罫線やマス目が見やすいか、マスの大きさが十分か等について学生と担任（学校側）とで話し合いを行う。

② 聴覚障害（軽度）のある学生への支援

ビデオ音声やマイクを通した音声などが聞きとりづらいことがあるため、何か困っていることはないか学生と話し合う。

③ 肢体不自由（車いす利用）の学生への支援

車いすの貸し出し、スロープの設置、エレベーターを優先的に使用できるようにする。

④ 病弱・身体虚弱体質の学生への支援（てんかん等）

発作に遭遇したら体を横に向け、顔を横に向けて、気道閉塞を起こさないために注意することが必要となり、周囲には冷静に対応するよう指示する。（ゆすらない・騒がない）＊てんかん発作マニュアル等の活用など

⑤発達障害のある学生への支援

- ・叱責よりも賞賛するような言い方で話をする。（「〇〇ができなかったら単位が取れないよ」ではなく、「✖✖ができたなら単位が取れるから、頑張ろうよ」）
- ・抽象的な言葉や比喻は用いずに、正確で具体的な表現で話をする。
- ・行事や実習など見通しが持てるように年間行事予定表を一緒に確認する。

<安心して学ぶことができる環境の整備>

本学では、少人数指導（担任制）を生かして前期と後期に担任と個別面談を実施しています。また、月曜日から金曜日まで日替わりで教育相談担当者との教育相談を行っています。（合理的配慮に関する相談だけではなく、学生生活に関することも相談可能）



学習に見通しがもて、大学の授業
に集中できるようになりました。

3 特別な配慮を要する学生への対応事例（定期テスト）について

○ 発達障害学生の主な困難と合理的配慮について

<主な困難>

①集団の中で試験が受けられない

・試験中に答えを口に出してしまう

②試験問題を読むのに時間がかかる

③解答を書くのに時間がかかる

・マークシートをうまく塗りつぶせない

<合理的配慮>

①別教室での学習・試験の受験

＊ エレベーターが利用可能な部屋での受験

②試験時間の延長（1.3倍）

③チェック式解答用紙の配布

・拡大文字問題冊子の配布

・注意事項等の文書による伝達

＊全ての科目において支援を実施（特別措置）



合格点に達していないと単位が取得

できないので私なりにがんばろう。

<申請書①>

年 月 日

茨城女子短期大学学長 様

入学試験配慮等申請書

私は、申請書1の内容で受験上の配慮をお願いしたく申請いたします。

所属・学年	高等学校 年
学籍番号	
氏 名	
保護者氏名・捺印	印
保護者電話番号・携帯番号	
受験上必要な配慮について	

* 以下のいずれかの書類を添付してください。

○診断書

○障がい者手帳

○相談機関の意見書

万が一、様式の内容に加筆・修正等がございましたら、加筆・修正をしていただき、訂正印をお願いいたします。

<申請書②>

年 4月 日

茨城女子短期大学学長 様

修学支援申請書

私は、申請書2の内容で受験上の配慮をお願いしたく申請いたします。

所属・学年	科 年
学籍番号	
氏 名	
保護者氏名・捺印	印
保護者電話番号・携帯番号	
必要な配慮(合理的配慮)について	

* 以下のいずれかの書類を添付してください。なお、入学試験時に提出した者は提出する必要はありません。

○診断書

○障がい者手帳

○相談機関の意見書

万が一様式の内容に加筆・修正等がございましたら、加筆・修正をしていただき、訂正印をお願いいたします